

芦屋市条例第28号

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の一部を改正する条例

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（令和2年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合、合理的配慮を<u>提供しなければならない</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(障害者(児)福祉計画との関係)</p> <p>第12条 市は、障がいを理由とする差別の解消に関する取組について、芦屋市障害者(児)福祉計画(障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。この条において同じ。)に定めるものとする。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合、合理的配慮の<u>提供に努めるものとする</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(障害者(児)福祉計画との関係)</p> <p>第12条 市は、障がいを理由とする差別の解消に関する取組について、芦屋市障害者(児)福祉計画(障害者基本法<u>昭和45年法律第84号</u>)第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。この条において同じ。)に定めるものとする。</p>

改正後	改正前
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。